

災害時にける中国総合通信局の支援策について

支援メニュー

- ①移動通信機器の貸出
- ②FM放送局機器の貸出
- ③移動電源車の貸出
- ④ICTユニットの貸出
- ⑤無線局手続きの柔軟化

ご連絡先は 082-222-3398

総務省 中国総合通信局

① 「災害対策用**移動通信機器**」の貸出

○ 地震、豪雪、洪水等の災害発生時において、連絡手段確保の支援として、地方自治体等からの要請により、災害対策用移動通信機器(簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話)及び災害対策用ICTユニットを無償貸出し。

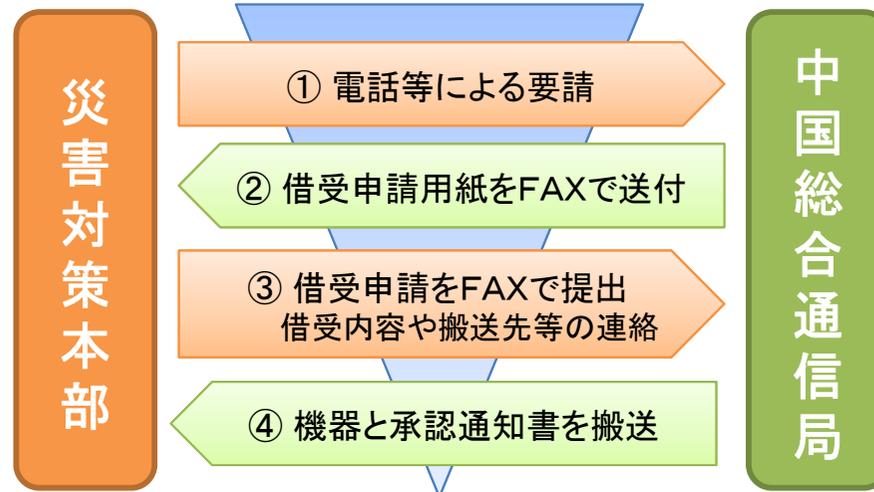
貸与対象者	県 災害対策本部、市町村 現地災害対策本部
貸与の基準	災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策等に必要な通信手段の確保を図るため県、市町村等から要請があった場合に、移動通信機器を貸出し。 【事例】 ・被災現場・避難所と、役場等に設置される現地災害対策本部との間の職員の連絡回線 ・避難者の避難所への誘導等のための職員同士の連絡回線 等
貸与の条件	要申請、無償貸出し、貸出し期間は原則6か月以内
機器の搬送	総合通信局（委託業者を含む。）又は貸出しを受ける者が実施。

<災害対策用移動通信機器の備蓄状況>

機器の種類	備蓄台数
簡易無線局	15 (900)
MCA用無線局	5 (280)
衛星携帯電話	6 (300)

※ 中国管区（広島市）の備蓄台数。
（ ）内は、全国の備蓄台数。
※ 管内の備蓄台数で不足がある場合は、隣接地域と連携して対応。

<機器貸出し手続の流れ>



参考：『非常通信確保のためのガイド・マニュアル』 <http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/manual/manual/index.htm>

② 「臨時災害FM放送局用機器」の貸出

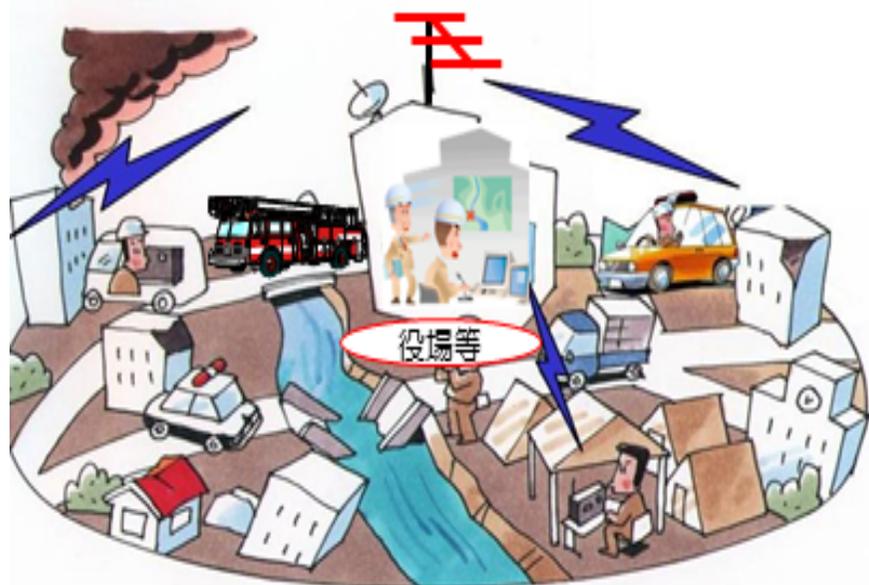
- 地震、洪水等の災害発生時において、災害や避難所情報等を放送するため、地方自治体等の「臨時災害放送局」開設に必要な放送局用機器を地方自治体等の要請に応じて貸出し。
- 放送局用機器は、北海道、信越、北陸、中国、四国、九州の各総合通信局に配備。要請があり次第、迅速に貸出し対応。

◆ 臨時災害放送局の主な開設条件

- ・ 緊急時やむを得ないと認められるもの。
- ・ 使用できる周波数があること。
- ・ 放送対象地域：災害対策に必要な地域の範囲内であること。
- ・ 放送番組：被災者への支援及び救援活動等の必要範囲内のものであること。

※ 臨時災害放送局の開局に当たっては、無線従事者の選任及び臨時災害放送局の開局申請が必要。

※ 臨時災害放送局用機器の貸出し先は、地方自治体。また、災害時の対応であれば、無償で貸出し。



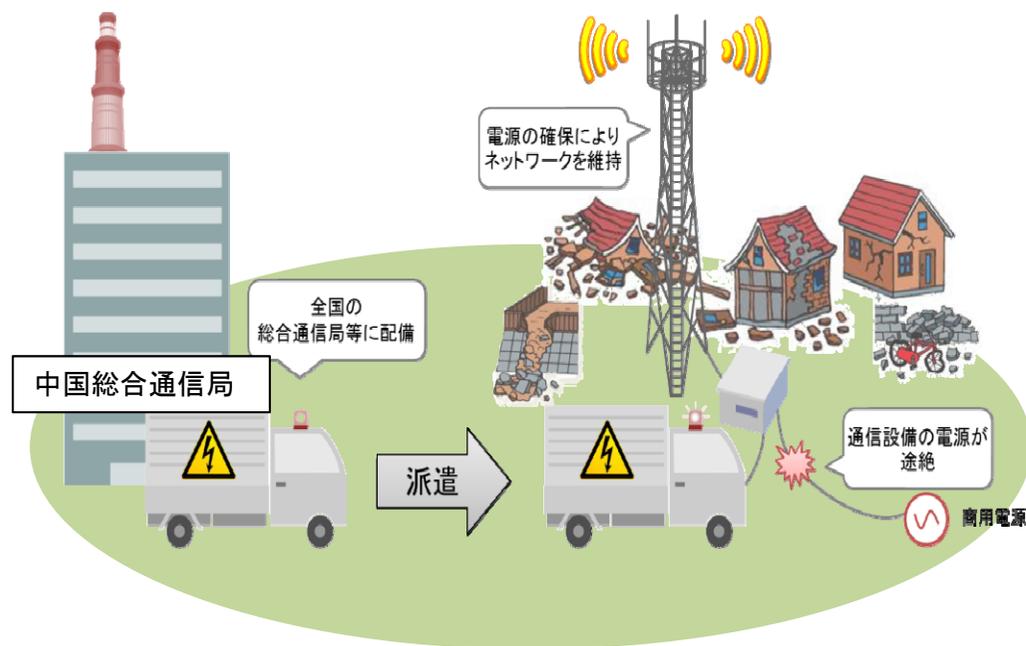
《FM送信装置の仕様》

	送信部諸元(超短波帯(FM)送信機)
外形重量	幅505mm高302mm奥行655mm 29kg
送信可能周波数	76.1~89.9MHz
送信出力	10W~100W
電波型式	F3E及びF8E(モノラル及びステレオ)
消費電力	最大270VA(空冷ファン冷却)
空中線系	ダイポールアンテナ、伸縮マスト(1.3m~6m)、同軸ケーブル20m、ダミー抵抗(連続使用120W 自然空冷式)
	音声調整装置諸元
外形重量	幅505mm高302mm奥行655mm 28kg
音声ミキサ	(音声リミッタ付き) CDプレーヤー、USBポート、5chミキシング入力端子
付属装置	マイクロフォン(スタンド付)、ヘッドフォン、電源ケーブル(ドラム30m)等



③ 「災害対策用**移動電源車**」の貸出

- 地震、豪雪、洪水等の災害発生時において、電気通信・放送設備の電力確保を支援するため、地方公共団体や民間事業者からの要請により、災害対策用移動電源車を貸出し。



移動電源車の貸出しのイメージ

貸与対象者	県、市町村、民間事業者
貸与の基準	災害の発生により、重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合等であり、通信、放送の確保を目的に電気通信事業設備又は放送設備の災害応急、復旧対策を行う県、市町村等から要請があった場合に貸出し。
貸与の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・要申請、県・市町村には無償にて貸出し。（燃料は要負担）（民間事業者に貸出す際は、適正な対価によって貸出し。） ・中型電源車は電気主任技術者の選任が必要。
移動電源車の搬送	総合通信局（委託業者を含む。）又は移動電源車の貸出しを受ける者が実施。

熊本地震の際は、屋外に仮設された災害対策本部の照明やパソコンへの給電、防災無線の無線設備（中継局）への給電等に利用。

種類	仕様	配備先
中型	2tトラックタイプ(軽油) 三相200V 100kVA 他	中国、東海及び九州の各総合通信局
小型	4WDオフロード対応自動車(ガソリン) 100V 5.5kVA	北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿及び四国の各総合通信局



④ 「災害対策用ICTユニット」の貸出

＜機器構成＞



貸与対象者	県、市町村、防災関係機関等
貸与の基準	公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、県、市町村等から要請があった場合に貸出し。
貸与の条件	要申請、無償にて貸出し。(外部への接続環境は貸出しを受ける者が用意)
機器の搬送	総合通信局又は機器の貸出しを受ける者が実施。
機器配備局	信越、北陸、近畿、中国、四国の各総合通信局に各1セット (配備局と連携をとり、速やかに貸出し)

＜利用イメージ＞



熊本地震の際は、臨時庁舎における内線電話ネットワーク等として利用。



【ICTユニット(アタッシュケース型)の特徴】

- 1) 普段使っているスマートフォンやタブレットを活用した音声通話とデータ通信を提供 (直径約100mの範囲)。
- 2) 衛星回線、光ファイバ回線等との接続により、遠隔地との発着信が可能。
- 3) アタッシュケースで持ち運び可能。配線等が容易で10分以内に利用開始可能。梱包のバッテリー1本(22,000mAh)で連続 8時間使用可能。

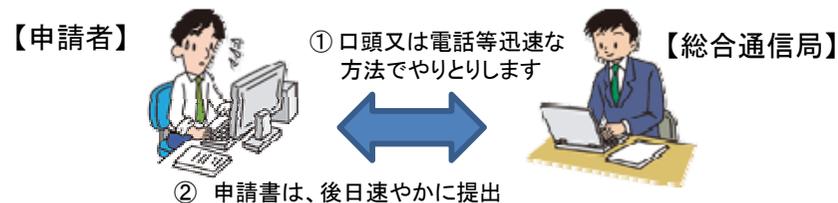
⑤臨時無線局の開設、周波数変更等への機動的対応（**手続きの柔軟化**）

- 非常災害発生時における重要通信の疎通確保のため、無線局の開設、周波数等の指定事項、無線設備の設置場所等の変更が必要な場合、やむを得ないと認められるものについては、申請者からの口頭、電話連絡等、簡単な申請により柔軟かつ迅速に対応。
- 上記の目的で開設される臨時無線局は、電波利用料を免除。

震災、火災、風水害、暴動その他非常の際、重要通信の疎通の確保を図るために、直ちに無線局の開設や変更が必要な場合

許認可に関する特例措置

無線局の免許、変更等について口頭により、手続きが可能。



【手順】

- (1) 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出することが必要。
- (2) 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は所定の申請書等の提出を待つて遡及処理。

【最近の例】 平成27年度 : 4月 広島空港で発生した航空事故 ⇒ 広島仮設LLZ(無線航行陸上局)の予備承認を措置
 7月 福山市国道128号線土砂崩れ ⇒ 携帯電話等中継用無線局の新規開設を措置
 平成28年度 : 4月 熊本地震 ⇒ 電気事業用無線局の移動範囲の変更を措置